

南大阪医療生活協同組合との協議等議事録（要旨）

住之江区役所 総務課（総務）

1 日 時 令和6年8月7日（水）午前10時00分～午前10時50分

2 場 所 住之江区役所地下会議室

3 団 体 名 南大阪医療生活協同組合

4 協議等の趣旨 「憲法9条の碑」設置についての要望

5 出 席 者 (団体側) 9名
(本 市)
住之江区役所 1名
住吉区役所 1名

6 議 事

団体要望概要

- ・どのような点が「行政財産の目的外使用許可に係る審査基準」（以下、審査基準）を満たしていないのか。
- ・審査基準のエに該当すると考えるが、なぜこれに該当しないのか。
- ・住吉区役所や、住吉区の公園等にモニュメントが公共の施設内に設置されているところがあるが、どういう趣旨で建てられたのか。
- ・他都市で設置していて大阪市でできないことはないと思うが、他の審査基準はないのか。
- ・大阪市は「平和都市宣言」を掲げていたと思うが、区役所でも戦争の悲惨さを訴えることはされているのか。また、積極的に平和都市の実現を目指していく立場であるため、審査基準クに該当すると思われるが、なぜ該当しないのか。市長に直接聞いたのか。
- ・行政として、アピールをしてほしい。一時的ならパネル展はできるのか。
- ・区役所が市民に対して平和を訴えてほしい。（意見のみ）

本市説明概要

- ・審査基準ア～クのいずれにも該当しませんので、要望についてはお受けできないものとして文書で回答させていただきました。
- ・憲法の重要性については理解していますが、憲法9条の碑を用いなければ目的を達成できないとまでは言えないので、審査基準エには該当しないものと考えています。
- ・当区役所にはモニュメントはありません。
- ・憲法は大事ですが、公務員は憲法に限らず、条例や規則などに基づいて仕事をする立場です。今回要望のありました憲法9条の碑についても、審査基準に基づき判断します。もちろん、

平和を大事にし、健康も大事にしていくという立場はその通りです。

- 平和都市宣言に基づいて実施した事業やイベントについて、この場ではご回答することができません。市長には聞いていませんが、憲法を大事にすることと、平和を広めるために碑を設置することとは別問題です。
- パネル展については、審査基準とは別の基準がございますので、それに基づいて判断することになります。